

## 30-1 住まいとまちの復興（適切な量の災害公営住宅の早期整備）

事例名	地元木材を活用し地元業者が建設に参画した災害公営住宅
場所	宮城県南三陸町、福島県 ほか
取組時期	応急期・復旧期・復興前期・復興後期
取組主体	事業主体：地方公共団体（南三陸町、福島県など） 連携：地元林業・建設業者やそれらによる協議会、国土交通省、国土技術政策総合研究所

## 取組概要：

災害公営住宅の建設にあたって、地域経済の活性化等の観点から、地元木材を活用し、地元業者が参画した事例がみられた。

その際、地元の林業者や建設業者等が設立した協議会が建設した災害公営住宅を、地方公共団体が買い取る方式で整備した地域があった。

## 具体的内容：

## ■地元木材の活用や地元工務店の建設への参画の背景

東日本大震災の被災地では、地元木材を活用し、地元林業者・建設業者等が建設に参画するケースがみられた。その際、単独の地元業者の生産力・資金力では建設需要に対応しきれないという課題を踏まえ、地元の林業者や建設業者等のグループが協議会を作って木造の災害公営住宅を建設し、完成後に地方公共団体が買い取るケース（協議会方式）もみられた。

これらは気候風土に適した住宅の供給、地域経済の活性化、地球温暖化対策、大量の建設需要への対応、地域建設技術の継承、継続的メンテナンスの実現、住宅の払い下げ（維持管理コストの低下）等を意図したものであった。

## ■協議会方式での木造災害公営住宅建設—南三陸町営名足復興住宅（宮城県）

災害公営住宅の建設戸数が多かった宮城県では、木造災害公営住宅を建設した21市町のうち、8市町で協議会方式での建設を行った。例えば南三陸町の町営名足（なたり）復興住宅では、協議会が町産のスギ材を使用して戸建ての災害公営住宅を建設し、町が買い取る方式で整備した。南面に大窓を配し、吹き抜けの開放感や通風、採光に配慮し、広めの浴室や外物置も設置している（写真1）。



写真1：南三陸町営名足復興住宅の外観（左）、内観（右）（出典：宮城県）

■木造標準図の活用—福島県宮根柄山団地（二本松市）・石崎団地（田村市）・城北団地（会津若松市）

地元木材を活用し、地元業者が建設に参画するにあたり、大規模な供給は難しく、小規模なロットに分割して発注することが検討された。しかし、一つの団地内に複数の事業者が参入する場合、各者によってデザインや仕様が著しく異なる住宅が建設されることは問題があるため、仕様等の統一を図る必要があった。

このため、国土交通省及び国土技術政策総合研究所の直轄調査により、配置計画基本検討と木造住宅の標準図作成が行われ、福島県宮根柄山団地（二本松市）・石崎団地（田村市）・城北団地（会津若松市）において活用した。（図1、写真2）。

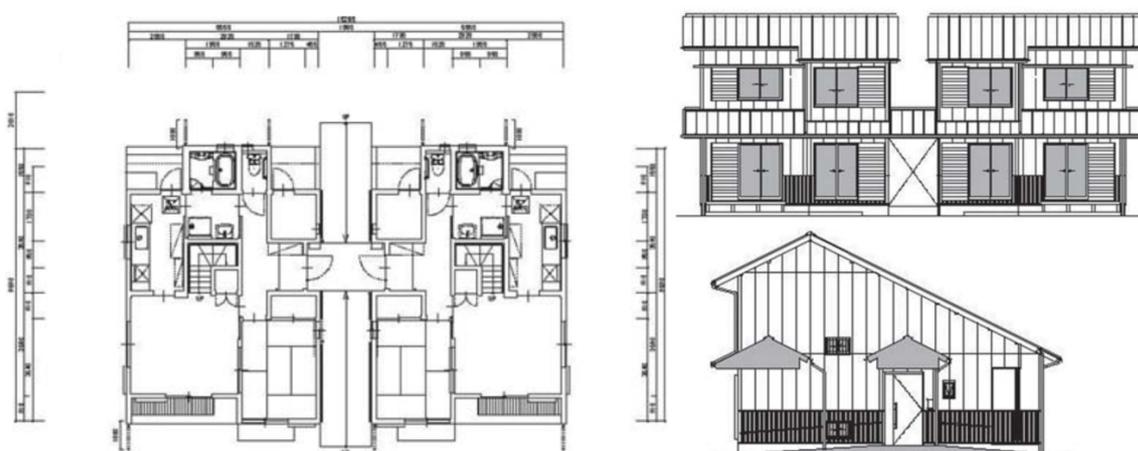


図1：木造標準図



写真2：石崎団地の外観

出典（他の事例集等への掲載）：

- ・ 竹内賢吾、小野田康明、佃悠「東日本大震災の木造災害公営住宅事業における生産者協議会の類型化」日本建築学会技術報告集, 第23巻, 第53号 (2017年) p215-218  
[https://www.jstage.jst.go.jp/article/aijt/23/53/23\\_215/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/aijt/23/53/23_215/_pdf)
- ・ 宮城県「東日本大震災からの復興 災害公営住宅整備の記録 資料編 第3章第1節 2「協議会方式」による整備」(2020年7月)  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/shiryuu.html>
- ・ 宮城県「災害公営住宅が完成しました（南三陸町）」(2017年2月)  
<https://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/kannsei-minamisanriku.html>

- ・ 福島県土木部「復興公営住宅整備記録 原子力災害による避難者の生活再建に向けて」（2018年3月）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/hukkoukoueijyuutaku-seibikiroku.html>

**活用された制度：**

- ・ 災害公営住宅整備事業、復興交付金（補助率7/8）起債（1/8）

**事業費：**

- ・ 南三陸町宮名足復興住宅：約97,000,000円（戸建て住宅のみ）
- ・ 福島県宮根柄山団地（二本松市）：約2,464,000,000円（用地、造成含む）
- ・ 福島県宮石崎団地（田村市）：約708,000,000円（用地、造成含む）
- ・ 福島県宮城北団地（会津若松市）：約1,302,000,000円（用地、造成含む）